

## 東広島市教育委員会定例会（令和2年7月）議事録

- 1 日 時 令和2年7月30日（木）午後1時30分～午後5時10分
- 2 出席者
  - (1) 教育長 津森教育長
  - (2) 委員 渡部教育長職務代理人、坂越委員、京極委員、島本委員、西村委員
  - (3) 事務局 **【学校教育部】**  
國廣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、小川学校教育部次長兼指導課長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長  
**【生涯学習部】**  
大島生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、石井文化課長、坂木生涯学習課地域学校協働活動推進担当参事兼施設運営係長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長
  - (4) 書記 奥田主査
- 3 場 所 北館201会議室
- 4 議 題
  - (1) 報告事項  
報告第38号 令和2年第2回東広島市議会定例会について  
報告第39号 東広島市子どもの読書活動推進計画（第三次）の策定について  
報告第40号 新美術館開館特別巡回展（グランマ・モーゼス展）の延期について  
報告第41号 登録有形文化財（建造物）の新登録について  
報告第42号 大雨に伴う教育施設の被害状況について  
報告第43号 黒瀬屋内プールの使用停止について
  - (2) 議案事項  
議案第23号 2021年度使用中学校教科書の適正公正な採択を求める申し入れについて  
議案第24号 中学校教科書の採択に際して、教員や市民の声を尊重し、子どもたちに最良の教科書採択を求める要望書について  
議案第25号 令和3年度使用中学校教科用図書採択について **【非公開】**
  - (3) その他  
次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後1時30分

- 津森教育長：それでは、定足数に達しておりますので、令和2年7月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、島本委員と西村委員でございます。どうぞよろしくお

願います。

本日の会議の進行でございますが、議案第25号は教科用図書の採択に関する事として、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第5号に当たりますけれども、非公開にするかどうかは議案第23号及び議案第24号の中の審議事項となっておりますので、そこで審議したいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議案第25号に係る会議の公開、非公開については、議案第23号及び議案第24号の審議をした後にお諮りをいたします。

本日の傍聴希望はございますか。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：本日の傍聴人は、中学卒業までの子ども医療費無料化を求める会の藤本さん、また、新日本婦人の会の岩城さん、二階堂さん、綿本さん、石橋さん、また、光村図書の古田さん、また、教科書問題を考える市民ネットワーク・東広島の中室さん、岸さん、岩本さんの計9人です。

- 津森教育長：計9人ということですね。

それでは、教育委員会傍聴人規則の注意事項を遵守していただくことを条件に、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

(休憩)

- 津森教育長：再開します。

それでは、報告事項からです。

#### 報告第38号 令和2年第2回東広島市議会定例会について

- 津森教育長：報告第38号令和2年第2回東広島市議会定例会について説明をお願いいたします。

- 國廣学校教育部長：私からは、報告第38号令和2年第2回東広島市議会定例会について報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。

会期はここにありまして、令和2年7月10日から30日までの21日間、議案としましては、教育委員会関係としまして報告事項が2件、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況についてと令和元年度東広島市繰越明許費繰越計算書についてでございます。議案については5件、教育委員会委員の任命の同意、財産の取得、請負契約の締結、学校設置条例の一部改正、そして一般会計の補正予算でございます。

次のページをご覧ください。

2ページから一般質問の要旨と答弁内容を記しております。今回は4人の議員から質問がありました。まず、谷議員からは、臨時休業中に、休校中の給食代、本来なら給食を食べていたんだけど、家にいるということで昼食代が家計の負担になっているのではないかということで補助は出ないのかということですが、これは夏休みを短くしたことで同程度の日数を給食にするということでありま

で、また他市町でも補助を行っていないということで補助する必要性はないと答えしています。

4 ページをお願いいたします。

同じく谷議員から、分散授業など指導員が不足しているのではないかとこの質問をいただきました。指導員の増員につきましては、かねてからの懸案でございますので、引き続き教職員基礎定数の改善や学級編成基準の緩和は必要であるとして、国や県に強く要望すると回答しております。

次、5 ページをお願いします。

景山議員からは、大学で地域活動を授業の単位として設けることができれば、新たな活動の展開につながるのではないかとこの質問をいただきました。回答としましては、既に近畿大学工学部においては東広島学、広島国際大学においてはひと・まち発見講座という講座において単位認定の授業を設けております。また、市民協働まちづくり活動応援補助金につきましては、学生団体が市の魅力向上のきっかけとなる活動に対して支援しておりますとご回答しております。

続きまして、6 ページをお願いします。

牛尾議員からは、高齢者のデジタルリテラシーの向上について、それから高齢者の安否や子育て中の親へのテレビ会議、ZOOM等を利用して実施することを考えていないのかという質問に対しましては、今年度市内14地域センターなど延べ279回の相談、この中で検討してまいるという点と、子育てあるいは高齢者に対してもオンライン相談ができる環境が整う予定というふうに回答しております。

最後になりますけれども、7 ページをお願いします。

田坂議員からは、住民監査請求に基づく監査結果についてでございますけれども、原小学校における周辺地域の雑木の伐採作業についての質問がありました。2月と5月の伐採につきましては、場所が違うとお答えしまして、もう一点、市内の学校、こういった立木伐採について、一括して契約すればいいのではないかとこの提案がありましたけれども、学校ごとにその環境や優先される要望も違うことから、その学校の事情に応じて契約して参ると回答したところでございます。

以上です。

○ 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 京極委員：先ほどの牛尾議員のスマートシティの件ですけれども、これはある程度市としての財政的な状況を含めた中で、教育委員会としたらこうやりますという体系的なものはあるのでしょうか。

○ 國廣学校教育部長：市として体系的なものはまだございません。これはあくまでも生涯学習の一環として、ニーズの高い、スマートフォンの取扱い方法などを設けているところであります。

○ 京極委員：わかりました。

○ 津森教育長：ほかにございますか。それでは、次へ参ります。

○ 津森教育長：報告第39号東広島市子どもの読書活動推進計画（第三次）の策定について、説明をお願いします。

○ 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：このたび東広島市子どもの読書活動推進計画の第三次の案を作成いたしましたので、その概要を説明させていただきます。

資料をご覧ください。計画書案をベースに、策定趣旨、第二次の振り返り、第三次計画の概要についてまとめさせていただいております。

A 3の資料でございます。

まず、1の計画についてでございます。本市では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づきまして子どもの読書活動推進計画を策定し、これまで第二次の計画に沿って取り組んできましたが、この期間が満了しましたことや、国と広島県で新たな計画が策定されたことから、本市も次期の第三次計画を策定しようとするものでございます。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5カ年としております。

2の第二次計画の振り返りです。

(1)主な目標の成果でございますが、第二次計画では38の項目により、それぞれ活動指標の目標を掲げて取り組みを行ってきたところであり、そのうちの教育指導、幼稚園、小・中学校、市立図書館のそれぞれの主な取り組みと、第二次において新たに取組んだ学校と図書館の連携事業につきまして、それらの目標、実績を掲載させていただいております。

これらの実績をもとに、取り組み成果の分析評価を(2)にまとめさせていただいております。それぞれ目標に達していないものもございますけれども、第二次計画の活動や取り組みにおいては、全体的に一定の前進が見られたところでございますが、近年読書を取り巻く情報環境などの変化ですとか、保護者等のニーズに対応した活動を求められておりますので、取り組みのさらなる充実が必要であると考えております。

次に、3の第三次計画の策定方針でございます。第三次計画では、第二次の評価に基づく課題や子供に関連する他の施策を踏まえながら、また広島県の計画で新たに盛り込まれました取り組みなどにつきまして積極的に取り入れていくことを基本に計画を策定することとしております。また、この計画はおおむね0歳から18歳までの子供を対象としておりますので、乳児、幼児、小学生、中学生、高校生といったそれぞれの発達段階にも着眼しまして、関係者によるワーキンググループ等で取り組む内容を検討してまいりました。計画における施策の柱でございますが、一番下に記載しておりますとおり、広島県の計画を踏まえ、三次計画の施策を本に親しむ機会の提供、主体的な読書活動の推進、そして環境整備の3つの柱とすることとしております。

次に、資料右から、4の第三次計画の基本施策でございます。3つの施策の柱ごとに基本施策を掲げ、それぞれ主な取り組みの活動指標もまとめさせていただいて

おります。

まず、施策の柱のうち、1の本に親しむ機会の提供でございますが、基本施策として読書活動の啓発、本の紹介、継続的な読書活動の推進の3つの施策を掲げております。読書活動の啓発では、保護者に対する啓発活動や図書館のホームページと子育て支援アプリ等を連動させた情報発信、また第三次計画において新たに盛り込むこととしている地域すくすくサポートでのブックデビュー事業などを計画しております。本の紹介では、発達段階に応じた推薦図書の紹介などに取り組み、継続的な読書活動の推進では、より一層本に親しめるよう、講習会やイベントの開催を計画しています。

その下、2、主体的な読書活動の推進では、基本施策として本を活用する力の育成と読書成果を発信する機会の提供の2つの施策を掲げ、それぞれ図書館の活用の仕方を教える社会教育に関する行事の開催や読書活動の発表の機会の提供などに取り組みこととしております。

その下、3の環境整備では、推進者の充実、場所づくり、蔵書の充実の3つの基本施策を掲げ、推進者の充実では、学校司書の拡充や職員、ボランティアを対象とした研修会の開催などを計画しています。場所づくりでは、新たな取り組みとして障害のある子供が利用しやすい図書館の環境整備、また蔵書の充実では、同じく新たな取り組みとして電子書籍を含む多様な電子資料などの充実を図ることを計画しております。

それぞれの取り組み項目の活動指標は表に記載のとおりで、第三次計画ではこれらの項目を含め全体で29の項目において、それぞれ活動指標の目標を掲げて取り組むこととしております。

次に、5の第三次計画の成果指標でございます。この計画では、国や広島県と同様に、小・中学生の不読率の改善を成果指標として提示しております。この不読率は、1カ月の間に本を読まなかった子供の割合でございますけれども、具体的な目標値としては、小学生の不読率を2%以下、中学生の不読率を5%以下という指標を掲げております。下の参考の項目の一番上に記載してありますように、国と県はいずれも小学生が2%以下、中学生が8%以下という目標を掲げておりますが、本市の過去の数値を見ますと、一番の下の方でございますけれども、中学生が既に8%を下回っているところもございますので、本市では中学生は5%以下ということで設定しております。

この計画作成に向けた今後のスケジュールでございますが、8月に市議会へ計画の素案を報告させていただき、その後パブリックコメントを実施させていただきまして、市民の皆さんのご意見をいただいた上で最終調整をさせていただきまして計画を決定し、公表する予定としております。

計画案の詳細につきましては、時間の都合上、割愛させていただきますが、ご意見等がございましたらいつでも結構でございますので、生涯学習課までご連絡いただければと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

- 津森教育長：ありがとうございました。  
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いたします。
- 島本委員：今回コロナのことで図書館は閉館されたんですか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：図書館は一時閉館をしておりました。本の貸し出しとか返却についてのみ受け付けをさせていただいていました。
- 島本委員：コロナについては今後どうなるのかわからないですけど、これから図書館に行って借りたり読んだりっていうのではなく、こういう事態を想定内に入れると、ドライブスルーのようにしていただくとか、いろんな借り方の工夫が必要じゃないかなと思います。
- 大島生涯学習部長：ご意見ありがとうございます。図書館にもICT化というのを推進していかなければいけない時代に入ってきていると考えております。次期の計画にも電子書籍の充実というところも掲げておりました、書籍の電子化というものも普及させまして、図書館に行かなくても本が読める環境というものを整えてまいりたいというふうに考えております。
- 島本委員：ありがとうございました。
- 津森教育長：ほかにはいかがですか。
- 坂越委員：5番目の成果指標に関してです。国や県の目標値も示されていますけど、東広島市の実情として、小学校の現状6.9%を2%にするという高い目標に比べて、8.1%を5%にするというのは数値としてはちょっと甘いような気がするんですけど、いかがでしょうか。
- 大島生涯学習部長：確かに坂越委員が言われますように中学生の数字としては甘いかという気持ちもあるわけですがけれども、なかなか5%以下というところのさらなる率の引き下げというのはかなりハードルが高くなっているのではというふうに考えております。国が10年間で不読率を半減させるという目標を掲げておりました、本市では、この表には出てきてないんですけども、その27年度の前年度、平成26年度の中学生の不読率が9.7%という数値が出ております。その平成26年度からこの計画の最終年度令和6年度の10年間で半減させるという国の取り組み方針と同様に率の半減ということを考えまして、9.7%の半減ということで約5%という率を設定させていただいております。
- 坂越委員：はい、ありがとうございます。第1ハードルとして理解しました。
- 津森教育長：その点については、今後計画の中で再度検討も進めてみたいと思います。そのほかはよろしいですか。それでは、次へ参ります。

#### 報告第40号 新美術館開館特別巡回展（グランマ・モーゼス展）の延期について

- 津森教育長：それでは、報告第40号新美術館開館特別巡回展（グランマ・モーゼス展）の延期について、説明をお願いします。
- 石井文化課長：報告第40号新美術館開館特別巡回展（グランマ・モーゼス展）の延期

についてご報告いたします。

資料は8ページでございます。

この展覧会は、開館特別巡回展として計画していたものでございますけれども、コロナウイルス感染症の影響によりまして、この作品はアメリカにございまして、美術作品とそれを運んでくる随行の学芸員がアメリカを出国することが困難となっております。その関係で会期の延期、開催順の変更を要請されましたことから、今年度の2月、3月の開催の予定が令和4年4月以降の開催となったものでございます。

なお、この予定されていた期間につきましては、郷土ゆかりの作家を中心とした展覧会を行うべく準備をしているところでございます。

報告は以上でございます。

- 津森教育長：ご意見ございますか。よろしいですか。

#### 報告第41号 登録有形文化財（建造物）の新登録について

- 津森教育長：それでは、報告第41号登録有形文化財（建造物）の新登録について、説明をお願いします。
- 石井文化課長：続きまして、報告第41号登録有形文化財（建造物）の新登録についてご報告いたします。

今月7月11日、国の文化審議会は文部科学大臣に対しまして、196件の建造物を登録有形文化財に登録するよう答申を行いました。その中で本市から2カ所8件の有形での新登録が答申されました。今後事務手続を経まして、官報告示され、正式な登録となる予定になっております。今回の登録物件は西条酒蔵地区に所在しておりまして、今回の登録が伝統的建造物群や街並みの保全に寄与するものになると考えております。

報告は以上でございます。

- 津森教育長：ご意見、ご質問ございますか。ないですか。

#### 報告第42号 大雨に伴う教育施設の被害状況について

- 津森教育長：それでは、報告第42号、先日の雨についての被害状況ということでございますが、これは7月13日から7月14日にかけて梅雨前線に伴う大雨が発生し、市立幼稚園及び小・中学校については、14日7時時点で警報が発令されていたので臨時休校としていたところですが、個別の施設について被害がありましたので、報告を受けたいと思います。説明をお願いします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：大雨に伴います教育施設の被害状況についてご説明いたします。

資料の12ページ、13ページでございます。

スポーツ振興課からは、12ページ、社会体育施設の被害についてご報告をさせていただきます。

先ほどもありましたように、7月13日から14日にかけての大雨によりまして豊栄市民グラウンドの北側ののり面が崩れまして、グラウンドのフェンスの部分とバックネット、ナイター照明などが崩壊をいたしました。このグラウンドは、旧豊栄町がスポーツ振興を図る目的で昭和53年に整備をしたものでございます。

対応といたしましては、現場の確認を行いまして、進入禁止の張り紙を設置、またカラーコーン等により危険箇所への立ち入りの禁止の表示を行うとともに、崩壊したのり面にブルーシートをかけて応急処置を行っております。したがいまして、現場が復旧するまでの期間、利用を中止しております。

なお、今後の対応といたしましては、都市部及び下水道部など関係部局との連携によりまして早期の復旧に努めてまいります。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：続いて13ページをお願いいたします。

学校教育施設の被害についてというところで、この井戸ポンプのところののり面が、中学校、小学校のほうへそれぞれ水道管を設置して水道が出ているんですけども、豊栄中学校のほうについてのみ水道管に亀裂が入って井戸がストップしたという状況がありました。今は仮復旧している状況ですけれども、今から本復旧に向けて工事のほうを進めてまいります。

それとあわせて、豊栄小学校へ通学する通学路についても、この青い点線のところが今までの通学路だったんですけども、ここが通れなくなっていることで、この青い太い実線のほうを通って通学をしているという状況になっております。

説明については以上でございます。

- 津森教育長：この件につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

#### 報告第43号 黒瀬屋内プールの使用停止について

- 津森教育長：それでは、ここでもう1件、追加の報告がございます。黒瀬屋内プールの使用停止について、説明をお願いします。

- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：追加報告のほうになります。

別紙の資料の1ページ、2ページをご覧ください。

黒瀬屋内プール使用の停止についてでございます。

このプール使用停止の概要でございます。黒瀬屋内プールのプール内に設置しておりました温度計が破損いたしまして、そのガラスの破片の一部が水中に混入した可能性が高いということで利用の安全が確保されるまでの期間、使用を停止するものでございます。これは7月26日に発生した事件でございます。その原因といたしましては、水温計本体の経年劣化とともに、遊泳中にターンなどのキックなどによって金属製の棒状の温度計のカバーに相当の圧力がかかったのではないかとということが考えられます。

対応といたしましては、速やかにプールの使用を中止するとともに、利用者の被害状況を確認し、退館をお願いいたしました。



なお、市のホームページなどで当面の間使用の停止のお知らせを行っているところでございます。

今後の対応といたしましては、プールの水を抜き、プール内の清掃を行い、水をためて使用再開としたいというふうに考えております。また、今回破損いたしました水温計につきましては、デジタル式の水温計などに変更し、検温の都度水中に入れるなどの方法をとるよう改めてまいります。

なお、プールの再開につきましては、8月5日水曜日を予定しております。

黒瀬屋内プールの使用停止についての報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 津森教育長：ありがとうございました。

このことにつきましてご意見、ご質問があればお願いします。

- 渡部教育長職務代理者：水温計が破損したということですが、原因はどのようなことでしょうか。

- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：利用しておりました水温計が旧式の長い棒の、アルコールの入った赤いラインが上がっていくような昔のガラス製の水温計でございまして、それを筒に入れてプールの中に沈めっ放しで水温を測っておりましたことが1点と、利用者がちょうどターンをする壁に沿って水温計を置いていたもので、そのときに利用者がキックでターンしたときにどうも足が当たるか何かして、そのはずみで水温計が破損したということが原因ではないかと考えております。それにつきましては、水温計自体をもうデジタル計にかえる、あるいはプールの中に入れっ放しじゃなくて、1時間なり2時間に1回温度を測るという作業に改めるということで今後の対応にしていきたいと考えております。

- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。

- 津森教育長：ほかにはよろしいですか。

それでは、報告事項は以上といたします。

#### 議案第23号 2021年度使用中学校教科書の適正公正な採択を求める申し入れについて

- 津森教育長：議案の審議に移ります。

議案第23号2021年度使用中学校教科書の適正公正な採択を求める申し入れについてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：議案第23号2021年度使用中学校教科書の適正公正な採択を求める申し入れについて、ご説明させていただきます。

議案の2ページをお願いいたします。

請願者は教科書問題を考える市民ネットワーク・東広島、代表者は共同で岩本、小田、中室の3氏でございます。

本件は、大きく分けると、教科書の採択に関する事、それと請願の取り扱いに関する事の2点に係る請願となっております。したがって、教科書の採択

に関することにつきましては指導課長が、請願の取り扱いに関することについては教育総務課長のほうからそれぞれ説明をさせていただきます。

ここで説明員を交代いたします。

- 小川学校教育部次長兼指導課長：それではまず、教科書の採択に関することから、請願の趣旨とこれに対する事務局の考えをご説明いたします。

初めに、申し入れの1番目、教科用図書の採択は教育委員会の権限であり、教育長に委任できない事務であることを明記することについてでございますが、本市教育委員会の権限に属する事務につきましては、東広島市教育委員会教育長事務委任規則の第1条各号に掲げるものを除き、教育長に委任すると規定しており、教科用図書の採択に関することについては同条(7)に掲げておりますことから、明示されているものと考えております。

次に、1つ飛びまして、申し入れの3番目、教科書採択時の教育委員会の会議を市民に公開し、市民が傍聴できるようにすること、なおコロナウイルス感染予防対策を施した会場で傍聴させることについてでございますが、教科書採択は調査研究から教育委員会会議における採択までが一連の意思形成過程であり、その間、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく静ひつな環境を確保し、適正かつ適切な採択を行う必要があります。また、新学習指導要領の実施に伴う昨年度の小学校の教科書採択については非公開で行いましたので、今年度の中学校の教科書採択につきましても小学校に準じた形で行いたいと考えております。

こうしたことを踏まえ、東広島市教育委員会会議規則第18条第5号の規定に基づき、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合は非公開としております。

次に、申し入れの4番目、教科書の採択結果、理由を遅滞なく公表することについてでございますが、教育委員会会議で採択の方針を決定してから採択終了までは非公開としていますが、採択後、準備が整い次第、遅滞なく採択結果や理由等を公表しております。

次に、申し入れの5番目、教科書展示会に多くの市民が参加できるようコロナウイルス感染予防対策を整えることについてでございますが、教科書見本の展示会につきましては、教職員や保護者を含む市民等に周知し、関心を持って見ていただき、意見等を求める環境をつくるよう努めております。また、新型コロナウイルス感染予防対策として、新しい生活様式のもとで閲覧スペースを拡大したり消毒剤を設置したりするなど、図書館などと連携をとりながら対策を整えております。

次に、申し入れの7番目、教育委員会会議録及び選定委員会会議録での発言者名を記載することについてでございますが、教育委員会及び選定委員会の会議録につきましては、今後も公正公平な採択環境を確保するため、委員名が特定されない状態で公表することが適切と考えております。

なお、選定委員会につきましては、発言者を公開しないということを会議の中で伝え、既に会議を終えております。

ここで説明員を交代いたします。

- 直井学校教育部長兼教育総務課長：それでは次に、請願の取り扱いに関するについて、請願の要旨とこれに対する事務局の考えをご説明いたします。

初めに、申し入れの2番目、市民から教育委員会への請願を教育委員会で協議することを明記することについてでございますが、先ほど指導課長が申し上げましたとおり、本市教育委員会の権限に属する事務については、東広島市教育委員会教育長事務委任規則において、第1条各号に掲げるものを除き、教育長に委任すると規定しており、請願については掲げられておりませんので、教育長に委任をされております。一方、同規則第2条において、第1条の規定にかかわらず、教育長は委任された事務であっても次の各号のいずれかに該当する場合は教育委員会の決定によらなければならないとされており、第2条第1号において、事案が重要または異例と認められる場合と規定されています。

次に、東広島市教育委員会事務局職務権限規程第13条において、各職位限りで専決をすることができる事項のうち、各部に共通する事務に係るものはこの中の別表第1で規定されており、請願については、(1)一般事項の5、事務の執行の中の4、陳情、請願等の処理において、特に重要なものは教育長、重要なものは部長、その他のものにおいては課長において専決することとしておりました。ただ、令和2年4月に開催された東広島市教育委員会定例会においてこの職務権限規程を改正し、重要なものは教育長、一般的なものは部長において専決するということといたしました。これにより、請願については、事務委任規則に基づき、引き続き教育長に委任をされているものの、職務権限規程に基づき、これまで教育長において専決しておりました特に重要なものについては、事案が重要と認められる場合に該当するとして、教育委員会の決定によることとなっております。

次に、申し入れの6番目、東広島市教育委員会の教育委員会の規則に請願規則を定めることについてでございますが、先ほどご説明申し上げたとおり、請願等の取り扱いにつきましては、今後とも東広島市教育委員会教育長事務委任規則及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程に基づき、適切に取り扱ってまいります。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(傍聴人より東広島市教育委員会傍聴人規則第5条第3号に該当する発言があった)

- 津森教育長：発言者の方、不規則発言をされると退室していただくようになりますけど、注意をお願いいたします。

それでは、本請願の採否につきましてお諮りをいたします。

なお、請願の内容を採用するものは採択とし、請願の内容について採用しないもの及び既に実施または一部実施しているものは不採択としたいと思います。いかがでしょうか。

- 委員：よろしい。

- 津森教育長：ただいま説明がありました事務局の考え方を踏まえ、本請願を整理してまいります。  
まず、教科書の採択に関することについてですが、申し入れの1番目は、既に規則に明記されておりますので、不採択としたいと思います。よろしいですか。
- 委員：よろしい。
- 津森教育長：次に、申し入れの3番目は、静ひつな環境を確保し、公正かつ適切な採択を行うとともに、昨年度実施した小学校の教科書採択との均衡を図ることを念頭に、東広島市教育委員会会議規則に規定する教育委員会議の議決により非公開としたほうが望ましいとの事務局の意見でしたが、いかがでしょう。
- 委員：よろしい。
- 津森教育長：それでは、皆さんに賛成いただきましたので、申し入れの3番目は不採択としたいと思います。  
次に、申し入れの4番目、採択後、準備が整い次第、遅滞なく採択結果や理由等を公表しておりますので、これも不採択としたいと思います。よろしいですか。
- 委員：よろしい。
- 津森教育長：次に、申し入れの5番目は、既に広く周知して実施しており、新型コロナウイルス感染予防対策もとっておりますので、不採択としたいと思います。よろしいですか。
- 委員：よろしい。
- 津森教育長：そして、申し入れの7番目、会議録は、今後も公正公平な採択環境を確保するため、委員名が特定されない形での公表とした方が望ましいとの事務局の意見でしたが、いかがでしょう。
- 委員：よろしい。
- 津森教育長：それでは、皆が賛成いただきました申し入れの7番目は不採択としたいと思います。  
続きまして、請願の取り扱いに関することについてですが、申し入れの2番目は、本市においては、教育長に委任しているものの、その重要度等によっては教育委員会議の決定によるものとしておりますので、不採択としたいと思います。いかがですか。
- 委員：よろしい。  
(傍聴人より東広島市教育委員会傍聴人規則第5条第3号に該当する発言があった)
- 津森教育長：そして、申し入れの6番目、既定の関係規則等に基づき適切に取り扱っておりますので、これも不採択としたいと思います。いかがでしょう。
- 委員：よろしい。
- 津森教育長：以上のとおり本請願につきましては不採択としてよろしいでしょうか。
- 委員：よろしい。
- 津森教育長：全員に了承いただきました。いずれもご異議ございませんでした。この議案を不採択と決しました。

議案第24号 中学校教科書の採択に際して、教員や市民の声を尊重し、子どもたちに最良の教科書採択を求める要望書について

○ 津森教育長：次に、議案第24号中学校教科書の採択に際して、教員や市民の声を尊重し、子どもたちに最良の教科書採択を求める要望書についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○ 小川学校教育部長兼指導課長：それでは、議案第24号中学校教科書の採択に際して、教員や市民の声を尊重し、子どもたちに最良の教科書採択を求める要望書につきましてご説明申し上げます。

議案の6ページをご覧ください。

請願者は新日本婦人の会東広島支部で、代表者は事務局長の佐藤氏でございます。

請願は4点ございますので、順にその要旨と事務局の考えをご説明申し上げます。

まず、要望の1番目、日本国憲法に示された理念に最も適切な教科書を採択してくださいについてでございますが、事務局といたしましては、教科書採択の基本方針のとおり、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとり、広島県教育委員会の指導、助言のもと、本市の生徒に最も適切な教科用図書を選定してまいりたいと考えております。

次に、要望の2番目、歴史の真実を正しく伝える教科書を選定してくださいについてでございますが、事務局といたしましては、教科書採択の基本方針のとおり、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された社会科の目標や内容等にとり、広島県教育委員会の指導、助言のもと、本市の生徒に最も適切な教科用図書を選定してまいりたいと考えております。

次に、要望の3番目、教員や働く保護者も参加できるように、教科書展示の開催日時の延長、開催場所をふやしてください、教育センターにもアンケート箱を置いてくださいについてでございますが、事務局といたしましては、多くの教員や保護者が閲覧できるように、本年度は市内7カ所の展示場所を設置するとともに、土日を含んだ展示期間の設定をし、多くの市民が教科用図書見本を閲覧できるように努めたところであり、次回以降も多くの市民が教科用図書見本を閲覧できるように、展示場所や期間を検討してまいりたいと考えております。また、教育センターでの展示につきましては、広島県教育委員会が主催しておりますので、今後、県と連携、協議してまいりたいと考えております。

次に、要望の4番目、教科書採択が公正に行われるよう、採択に至る会議の公開、傍聴を認め、市民の声を採択の資料に取り入れてください、オンラインの会議の場合は動画配信を行ってくださいについてでございますが、事務局といたしましては、教科書採択は調査研究から教育委員会会議における採択までが一連の意思形成過程であり、その間、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく静ひつ

な環境を確保し、適正かつ適切な採択を行う必要があります。これを踏まえ、東広島市教育委員会会議規則第18条第5号の規定に基づき、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合、非公開としております。また、オンライン会議の場合も同様と考えております。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問ございますか。  
ないようですので、本請願の採否についてお諮りいたします。  
ただいま説明のありました事務局の考え方を踏まえ、本請願を整理します。  
要望の1番目及び2番目ですが、教科書の採択に当たっては、関係法令や学習指導要領にのっとり、県教育委員会の指導、助言のもと、本市の生徒に最も適切な教科用図書を採択するという考えでございますので、不採択としたいと思っております。  
要望の3番目ですが、既に展示場所や展示期間の設定に当たり、多くの市民が閲覧できるよう努めてきたところでありますので、不採択としたいと思っております。ただし、教育センターでの展示に関することにつきましては、今後、広島県教育委員会と連携、協議していくこととしたいと思っております。  
要望の4番目ですが、先ほど議案第23号で結論を出したとおりでございます。また、オンライン会議も同様の考えでございますので、不採択としたいと思っております。  
以上のおり、本請願につきましては一部を除いて不採択ということでよろしいでしょうか。
- 委員：よろしい。
- 津森教育長：全員異議なしでございますので、この議案は一部を除いて不採択と決しました。  
それぞれの請願者に対する回答に当たっては、本日の会議結果に基づき、事務局で適切に行ってください。  
ここで確認いたしますが、ただいま議案として提出された請願以外に教科書に関する要望や意見は寄せられていますか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：団体や個人の方からご要望やご意見をいただいております。本日、この後にご審議いただきます議案第25号令和3年度使用中学校教科用図書の採択についてに係る資料として委員の皆様へ配付済みでございます。
- 津森教育長：委員の皆様のように配付済みでございますね。わかりました。

#### 議案第25号 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について

- 津森教育長：それでは、議案第25号令和3年度使用中学校教科用図書の採択について、先ほどの請願審議におきまして、本市教育委員会としては、静ひつな環境を確保し、公正かつ適切な採択を行うため、東広島市教育委員会会議規則に規定する教育委員会議の議決により非公開とするの方針を確認したところでございます。  
ここで議案第25号に係る会議の公開、非公開について再度お諮りをいたします。  
非公開ということでよろしいでしょうか。

- 委員：よろしい。
- 津森教育長：5人全員賛成でございますので、東広島市教育委員会会議規則第18条第5号の規定により、議案第25号令和3年度使用中学校教科用図書採択についてに係る会議は非公開といたします。

その他 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：それでは、その他に移ります。  
次回教育委員会定例会の日程について説明を行います。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：次回の来月8月の定例会においては、第4木曜日、8月27日木曜日15時から、その次の9月の定例会においても第4木曜日、9月24日の同じく15時からでお願いしたいと考えております。予定のほうをお願いしたいと思います。
- 津森教育長：今回は8月27日でいかがですか。  
その次が9月24日は、京極委員さんはちょっとご都合が悪いということでございます。その他事務局から何かございますか。  
委員の皆さん、何かございますか。  
それでは、議案第25号につきましては非公開とすることを議決しておりますので、傍聴人の方は退室をお願いいたします。  
そして、議案第25号、指導課以外の職員も退室をしてください。  
暫時休憩をします。  
(休憩)

閉会 午後5時10分